

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和九年度及び令和十年度において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 業種区分

業種区分は、次のとおりとする。

- (1) 物品の販売
- (2) 物品の賃貸
- (3) 物品の買受け
- (4) 印刷の請負
- (5) 電子計算に関する業務
- (6) 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
- (7) 建築物の管理に関する業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から3年を経過しない者

- (2) 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ その他契約の相手方として不適当と認められる者

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力等に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの3等級に区分して定める。

- (2) 個々の履行能力等の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

ア 売上額

イ 経営規模

(ア) 自己資本の額

(イ) 機械装置の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）

(ウ) 従業員の数

ウ 経営状況

(ア) 流動比率

(イ) 経営資本回転率

エ 従業員1人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）

オ 営業期間

カ ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、借入れ及び売払いに関する契約に係る資格審査については除く。）

キ 障害者雇用状況

ク SDGs等の取組

(3) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格を有しないものとする。

ア 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業品目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者

イ 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 資格審査の申請日時点において次に掲げる税を滞納している者

(ア) 埼玉県の法人県民税

(イ) 埼玉県の法人事業税

(ウ) 埼玉県の個人県民税

(エ) 埼玉県の個人事業税

(オ) 消費税

(カ) 地方消費税

4 資格審査の申請方法

(1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。

(2) 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、アに掲げる提出書類にあつては申請者が行う法人番号等の提供により、オに掲げる提出書類にあつては申請者の同意により、県が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。

ア 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し

イ 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）

ウ 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前1年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後1年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

エ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）

オ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税及び事業税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

キ その他知事が必要と認める書類

5 電子申請等に用いる言語等

- (1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれら以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

- (2) 電子申請の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

6 資格審査の申請受付期間

- (1) 定期受付

令和8年9月7日から同年11月13日まで

- (2) 随時受付

令和9年4月5日から令和11年2月5日まで

7 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

8 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知する

ものとする。

9 資格の有効期間

(1) 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(2) 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格者として物品等競争入札参加資格者名簿に登録された日（以下「資格登録日」という。）から令和11年3月31日までとする。

なお、資格登録日から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

10 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は代理人
- (3) 所在地（代理人の所在地を含む。）
- (4) 資本金
- (5) 登録、免許、許可等に関する事項

11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 2(1)ア又は(2)のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- (3) 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

12 資格の更新手続

資格の更新手続については、令和10年度中に別に告示する。

13 その他

この告示に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、知事が別に定める。